

## 有料職業紹介制度における 返金制度について

■当社の紹介により決定した採用決定者（求職者）が入社後、一身上の都合または、自己の責めに帰すべき事由により退社に至った場合、紹介手数料の一部を下記の期間及び割合に定める金額を求人された会社（求人者）に返金いたします。

紹介手数料の一部を返金する場合は、以下の通りとする。

- ・入社後、30 日以内に退社した場合、紹介料の 100%返金
- ・入社後、60 日以内に退社した場合、紹介料の 70%返金
- ・入社後、90 日以内に退社した場合、紹介料の 50%返金

但し、求人者の採用決定者（求職者）に対する対応が、各種労働関係法令に違反し、それを理由に採用決定者（求職者）が一身上の都合にて退社した場合には、紹介手数料を返金しないこととする。

※ 派遣先で就業中の派遣労働者を紹介することにより発生した紹介手数料や紹介予定派遣により発生した紹介手数料については、この返金制度は適用いたしません。

また、返金制度有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。